

平成28年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会議事録

日時：平成28年8月25日（木）

午前10時～正午

場所：宮城県自治会館208会議室

1 開会

大変お待たせいたしました。委員の皆様には、大変ご多忙の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。ただいまより、平成28年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催します。始めに、当委員会委員の交代がございましたのでご紹介をさせていただきます。美里町長 相澤 清一様の後任として、本年4月1日付けで御就任いただきました岩沼市長 菊地啓夫委員でございます。また、本日は所用のためご欠席でございますが、特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター常務理事兼事務局長 伊藤 浩子様の後任として本日付けで、特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター常務理事兼事務局長 青木 ユカリ様にご就任いただいております。なお、青木委員におかれましては、同じく本日付けで、拠点部会委員に指名されましたのでご報告申し上げます。以上で委員のご紹介を終えさせていただきます。

本日の委員会でございますが、13名中12名と半数以上の委員のご出席をいただいておりますので、規定により有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

本日は、傍聴される方はおられません。本委員会は公開により行うこととさせていただきます。また、議事録につきましては、後日、委員の皆様にご確認いただいた上で、県のホームページ上で公開することとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、開会に当たりまして、宮城県環境政策部 佐野 好昭部長よりご挨拶させていただきます。

2 あいさつ

皆さんおはようございます。

本日は大変お忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から本県のNPO活動の促進につきまして多大なるご協力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。さらに、このたび新たに就任されました菊地委員におかれましては、快くお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

さて、東日本大震災から5年5か月が経過いたしました。県では、平成26年度から平成29年度の4年間を再生期として位置づけ、震災からの復旧復興を県政の最優先課題として取り組んでおりますが、震災発生直後から現在に至るまで、多くのNPOにも機動性や専門性といった特徴を活かし、物資の提供や仮設住宅の見廻りなど、多様な分野で、被災者支援や被災地の復興に重要な役割を果たしてきていただいております。また、今後、人口減少や少子高齢化など深刻さを増す地域課題や、震災からの復興の本格化に伴う新たな

課題等に効果的に対応していくためには、行政と多様な主体との連携強化や協働推進が一層求められておりまして、その活動には、これまで以上に大きな期待が寄せられているところでございます。それらの状況を踏まえ、昨年委員の皆様にご意見ご審議をいただき、第4次宮城県民間非営利活動促進基本計画を策定いたしました。この計画に基づき、施策の実施状況についての検証をいただき、本県のNPO活動の促進に向けた取組にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。本日の会議では、昨年度の施策実施状況や、今年度の事業実施予定などについてご審議をいただくこととしておりますので、是非忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

3 委員紹介

冒頭でご紹介申し上げましたが、当委員会委員の交代がございましたので、ここでお手元にお配りしてございます名簿の順に、改めまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。当委員会の会長でございます、石井山 竜平委員でございます。高浦 康有委員でございます。西出 優子委員でございます。菊地 啓夫委員でございます。佐藤 理絵委員でございます。鎌田 彰委員でございます。猪股 佳子委員でございます。当委員会副会長でございます宗片 恵美子委員でございます。金子 知苗委員でございます。川村 文委員でございます。渡邊 桂子委員でございます。中川 政治委員でございます。

ありがとうございます。皆様どうぞよろしくお願いたします。続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。ただいまごあいさつを申し上げました宮城県環境生活部佐野部長でございます。環境生活部参事兼共同参画社会推進課長の小松でございます。私、進行を務めさせていただきます共同参画社会推進課 池田でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、これより次第の4議事に移らせていただきますが、進行につきましては、規定によりまして、石井山会長に議長をお願いいたします。会長、よろしくお願いたします。

4 議事

○石井山会長

では、改めまして、おはようございます。これから、議事進行を務めさせていただきたいと思えます。

佐野部長からのお話にもあったのですが、第4次基本計画につきまして昨年度までの議論と、皆様、調整に向けて様々ないただきました。感謝申し上げます。ありがとうございます。

計画が出来上がりまして、本日の会議は、今進めている施策が計画とどのようにかみ合っているのか、ないしはかみ合っていないのか、そこを中心に検討していく、大事な機会であると思っております。本日は、たくさんのご意見をいただきますよう、よろしくお願

いたします。

では、さっそく議事に入らせていただきます。(1)平成27年度民間非営利活動促進施策の実績について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班の伊勢と申します。よろしくお願ひいたします。それでは座って説明させていただきます。

平成27年度民間非営利活動促進施策の実績について、お手元にお配りさせていただいております資料1及び参考資料、ホチキス止めされております参考資料により説明を進めさせていただきます。はじめに資料1の方をご覧ください。昨年度はNPOと多様な主体が相互の信頼と協働により共に支え合う市民社会の実現を基本理念といたしまして、NPO活動の促進とパートナーシップの多様な主体とのパートナーシップの確立を基本方針として実施いたしました。施策の実績をまとめたものでございます。なお、参考資料の参考資料の6頁をお開きください。参考資料の6頁に27年度、28年度の施策毎の当初予算額の欄がございます。こちらをあわせてご覧いただければと思います。資料の1に戻りまして、1の特定非営利活動促進法施行関連事務でございますが、特定非営利活動促進法に基づきまして、NPO法人の認証認定等の事務を行い3月末時点の県内NPO法人の認証数は807法人で前年から22法人増、認定法人数につきましては、15法人で、前年比4法人の増でございました。参考資料の1頁をご覧ください。参考資料の1頁、こちらにNPO法人の認証認定状況についてということで毎年度末の認証数を書いた表がございます。認証法人数の県所轄分、仙台市所轄分の内訳につきましてはこの表の下から2行目、平成27年度末時点で県386法人、仙台市421法人、となっております。あわせて807法人ということでございます。頁をおめくりいただきまして2頁に、認定法人数の表がございますが、8月1日現在の法人数となっております。先ほど認定法人数は3月末時点で15法人と申しあげましたが、7月に県所管の1法人が認定されておりますので、表では計16法人となっております。

資料1にお戻りいただき、2の宮城県民間非営利活用促進委員会運営でございます。県条例に基づきまして、民間非営利活動を促進するため設置運営するものでございまして、皆様に御出席いただいております本委員会の運営がこれに該当いたします

昨年度は、基本計画の変更についてご審議いただくため、委員会を5回開催し、平成28年度から32年度までの5か年の計画期間とした第4次の宮城県民間非営利活動促進基本計画案についてご審議いただきました。計画案は、2月議会の議決を経まして、3月に第4次計画として改訂されております。改訂されました基本計画につきましては、お手元に配付させていただいております。

見直しの概要につきましては、お手元の参考資料の4頁、A3版の計画概要にまとめさせていただきます。

参考資料の4頁、右片に参考資料②-1と書いてある資料ご覧いただければと思います。計画全体といたしましては、5章から構成されておりまして、第1章に計画改訂の趣旨や計画期間、第2章にNPOをとりまく情勢、第3章に計画見直しの視点と基本理念、第4章に施策と事業、第5章に計画を推進するための体制づくりについて記述してございます。

第1章基本計画の改訂に当たってをご覧ください。本計画は、民間非営利活動の健全な発展を促進する基本理念を定めた宮城県の民間非営利活動を促進するための条例に基づきまして、NPO活動促進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画といたしまして平成12年12月に策定されたものでございます。以後、平成17年、平成22年と5か年毎に見直しを行いまして、昨年度、平成27年度に東日本大震災の影響を踏まえながら第4次の計画として改訂されたものでございます。計画の期間としては先ほど申し上げましたとおり、5か年ということで平成28年から平成32年度までとなっております。

基本計画におけるNPOの捉え方といたしましては、計画の対象をNPO活動を営利を目的とせず、自発的に行う社会的公益的な活動と定義いたしまして、NPO活動を継続的に行う団体を対象とすることとして任意団体の他、活動内容に応じまして、町内会、自治会などの地縁団体、社会福祉法人、一般社団法人なども対象に含むこととしてございます。資料左側第2章、NPOを取り巻く情勢をご覧ください。NPOをとりまく環境の変化、宮城県におけるNPOを取り巻く現状と課題、NPOに期待される社会的役割と可能性、及びNPOの課題と今後望まれることということで、4つに整理してございます。資料中央第3章、基本計画の見直しの視点と基本理念をご覧ください。

- 1、基本計画の見直しの視点では、NPO活動を促進するための体制の充実、NPOに対する理解の促進など、今回の改定における6つの視点を掲げております。
- 2、基本計画における基本理念につきましては、前計画の基本理念を基本的には継承しながら、基本計画の見直しの視点を踏まえて、NPOと多様な主体の間に双方の信頼と協働を育み、社会の持続可能性を高める、を掲げております。
- 3、基本方針と施策の柱につきましては、基本方針1、NPO活動の促進と基本方針2多様な主体とのパートナーシップの確立の2つの基本方針を立て、その下にそれぞれ2つの施策の柱を掲げる体系としております。また、施策や事業を総合的に実施し、重点的に取り組む事項としてNPOのマネジメント能力強化とさらなる連携協働の推進やNPO活動への多様な人々の様々な形態による参加促進など4点を重点取組として掲げてございます。資料右側第5章施策と事業をごらんください。基本理念等を実現するために今後取り組んでいく事業4つの施策の柱毎に整理してしております。これまでの取組を全般的に充実強化していく方向としておりますが、特に、認定NPO法人への移行促進、多様な人々の参加促

進、財政基盤の強化のための事業創出の支援、寄附促進の仕組づくりなど、新たに取り組んでおります。資料右下第 5 章基本計画を推進するための体制づくりでは、庁内における NPO 活動の推進体制の整備、市町村との連携等を進めていくこととしてございます。

以上が、改定されました第 4 次計画の概要でございます。

資料 1 に戻りまして、3 のみやぎ NPO サポートローンでございますが、金融機関との連携、協調融資方式による NPO 法人へのつなぎ融資制度を運用いたしました。実績といたしましては、2 件の融資を行ってございます。

続いて、4 番の県有遊休施設等の有効利用による NPO の拠点づくり事業でございますが、県の用途廃止した宿舍などの遊休施設を NPO の活動拠点として安価に貸し付ける形で市民活動を支援いたしました。昨年度は 6 施設の貸付を行いました。貸付の概要につきましては、参考資料の 7 頁、8 頁をご覧ください。7 頁には、貸付をしております施設の位置図、8 頁にはそれぞれの施設の概要を記載してございます。

なお、借受公募団体の審査選考等につきましては、本委員会の部会、拠点部会において実施いたしております。参考資料の 21 頁をお開きください。宮城県民間非営利活動を促進するための条例でございます。頁を捲りまして、23 頁の第 17 条がございます。17 条に基づきまして、促進委員会において部会を開催することができるとされております。同条第 5 に基づきまして、部会の設置運営に関し必要な事項を定めたものが参考資料の 25 頁になります。宮城県民間活動促進委員会運営要綱がございますが、この要綱の第 5 条によりまして、拠点づくり事業に関する事項を調査審議するため拠点部会を設置しているということでございます。同要綱の第 6 条第 2 項の規定に基づきまして、部会の委員は会長が指名することとされております。第 2 項の部会に属すべき委員とは、促進委員会委員の中から指名された方を指してございます。そして、部会に属すべき委員及び部会員、部会員これにつきましては、促進委員会以外から指名した委員を指してございまして、併せて 7 名以内で構成する、とされております。現在部会委員は 5 名の委員で構成されておまして、うち本促進委員会から 3 名の方に御就任いただいております。続きまして、参考資料の 9 頁をお開き願います。参考資料の 9 頁右肩に参考資料③-3 と書いてございます。宮城県民間非営利活動促進委員会拠点部会の開催状況についてということで、昨年度から現在に至るまでの開催状況についてまとめたものでございます。昨年度は 8 月、10 月、3 月の計 3 回部会を開催いたしました。更新時期を迎えました 4 号施設、5 号施設については 3 回目の部会で借り受けた公募団体を選定いただきました。

なお、6 号施設につきましては、昨年度公募したのですが、応募が無く昨年末の貸付期間満了以降現在に至るまで空いている状況になっております。

もう一度資料 1 にもどりまして、続きまして 5 番の宮城 NPO プラザについてご説明させていただきます。みやぎ NPO プラザでございますが、NPO の支援と活動促進、それか

ら、NPOの社会的認知の拡大、NPOと行政のパートナーシップの確立などのために、県の中核拠点施設として設置運営してございます。H17年度から指定管理者制度を導入いたしまして、現在、NPO法人杜の伝言板ゆるるさんに指定管理者として施設の管理運営に当たっていただいております。

森の伝言板ゆるる様は、指定管理制度導入以来継続してプラザの指定管理者として指定されておまして、この4月から4期目の指定管理期間に入っております。昨年度の指定管理者候補選定にあたっては、応募団体が2者ございました。10月13日に開催いたしました審査会において候補者を選定し、11月の定例県議会の議決を経まして指定管理者として指定されております。現在の指定管理期間は3年間となっております。資料1に記載のとおり、昨年度の利用者利用者数につきましては、51,490人、対前年比2,111人の減となっております。参考資料の11頁をお開き願います。こちらにみやぎNPOプラザの事業実施状況、それから28年度の予定、ということで一覧にまとめたものがございます。先ほどの利用者数につきましても併せて記載させていただいております。施設管理運營業務、情報収集提供、NPO運営の支援、各種講座研修、市民との交流事業など、昨年度実施いただいております。なお、表の下に参考といたしまして、指定管理者が実施している独自事業も併せて記載してございます。

資料1に戻りまして、6の震災復興担い手NPO等支援事業でございますが、NPO等の運営力強化に資する先駆的取組により、中長期的な被災地の復興や被災者の支援を行うNPO等に対する助成、補助事業を13事業、それから、震災復興の担い手となるNPOの基礎的能力向上を図るための取組、委託事業を3事業実施いたしました。関連資料は参考資料の12頁から14頁となっております。13頁は補助事業、14頁は委託事業のそれぞれ概要を記載してございます。なお、お手元に冊子で担い手事業の成果報告書ということで、過去3か年分のまとめたものをお手元に配らせていただいておりますので、こちらも参考としていただければと思います。

最後に、参考資料の20頁をお開き願います。資料1に記載はございませんが、非予算の事業として県で実施しているものでございまして、NPOとの協働の推進による取組として行っているもので、NPO推進事業発注ガイドラインに基づくNPO推進事業の取組実績がこちらとなっております。この事業は、県の事業の執行におきましてNPOへの業務委託を促進するため事業毎に選定しているものでございまして、NPOと県とのパートナーシップの確立を目指して県の事業のNPOへの業務委託の発注手続の適正化を図ろうとするものでございます。H27年度は、4つの課室の8つの事業が選定をされてございます。下段の表は平成28年度選定されております事業の一覧でございます。以上が平成27年度の実績でございます。

○石井山会長

どうもありがとうございました。様々多岐に渡る事業がございます。分かりにくかったところもあるかと思しますので、事実関係の確認とご意見、ご質問ありましたらお聞きしたいと思います。

質問に先立って、委員の立場から、補足が必要と思われるのが4でしょうか。県遊休施設の有効利用については、先ほど条例の紹介もありましたが、我々のメンバーからも拠点部会を形成しておりまして、6つの施設の貸付について審査をいたしました。6つの施設のうちの5つが貸し出されているわけですが、今日いらしてるメンバーでは、私と川村委員がメンバーですので、川村委員から補足いただいてもよろしいでしょうか。

○川村委員

私の方からは、拠点作り事業の拠点部会の審査状況について説明させていただきます。私が参加させていただいたのは、平成27年度第3回、平成28年度第1回ということになりますので、こちらについて、報告をさせていただきます。この2回につきましては、4号、5号、6号の審査を行いました。4号、5号は、先ほどご案内のとおり、シャロームの会さん、仙台夜回りグループさんに貸付の団体として決定がなされております。審査にあたりましては、それぞれの施設の広さですとか立地条件、また施設を有効に利用いただくという視点での利用計画、また、長期にわたり施設を活用していただくということになりますので、団体の信頼性などについての観点から各委員が審査をさせていただきました。第6号の白石の建物につきましては、残念ながら、公募団体の選定に至らなかったのですが、NPOにとっては、土地建物を取得することはまだまだ難しい状況にあります。参加された団体さんの中でも、将来的には土地建物を取得するという目的で、積立といいますか内部留保されている団体さんもありましたが、このような団体は、県内の団体では一部ではあると感じております。ですので、こういった施設を安価でNPOに提供するという事業の有効性はかなり高いと審査に参加させていただきながら感じております。

○石井山会長

ありがとうございます。

こういうことでございまして、現在は、一つ埋まっていないという状況ではございます。その他いかがでしょうか。先ずは、今日、ご説明いただいたところについてのご意見、ご質問がありましたら、お願いできますでしょうか。

○宗片副会長

夜回りグループが利用しております施設については、確か建物そのものが解体の計画があ

って、今回はそれが伸びたということですね、利用していただくこととなったのですが、その辺については具体的に、今後の見通しというのは、建物そのもののその計画というの
はどのように進んでいるのでしょうか。

○石井山会長

事務局からよろしいでしょうか。

○事務局

宗片委員がおっしゃられましたとおり、昨年度中に建物の利用が中止ということになると
いう動きがあったのですが、施設につきましては、施設の所管している部署での方針とし
ましては、こちらは8頁に借り受けの期間が30年度末までとなっておりますが、その期
間は、使用可能と判断されておりまして、それまでぎりぎりではございますが、契約を結
ばせていただいているという状況でございます。

それ以降につきましては、今のところ利用できるという見通しは立ってございませんので、
この施設につきましては、現時点では、30年度末までの利用というふうにご覧のと
ころでございます。

○宗片副会長

分かりました。

○石井山会長

この施設については、今日初めてのご参加の方もいらっしゃるの、少し補足をいたしま
すと、女性のホームレスの方々が社会復帰していくための場所としてその施設を活用され
ているという取組であります。我々現場を見させていただきながら、審査を重ねてきまし
たけれども、この取組に関しては、本来公的に支えていくべきところを、NPOが先駆け
的にやってくださっている、非常に大事な事業ということで、是非とも継続をお願いした
いということだったのですが、今、宗片委員からお話があったように、施設自体が老朽化
でもたない、ということがあるわけです。しかし、様々な工夫を重ねていながら、現在
のところ、施設自体の活用を30年度まで延長するということが実現できましたが、その
後についてはまだまだ見えない。なかなか悩ましい課題なわけですが、そういう懸案があ
るということを情報として皆さんよろしくご了解をいただければと思います。
その他いかがでしょうか。

○佐藤委員

この遊休施設に関連して、お尋ねしたいのですが、この所在地を見ますと県北の方には今
のところ無いんですね。それで、今後、県北の方で遊休施設の確保ができそうなところ

すとか、そういうふうなところを探そうと考えていらっしゃるということはございませんでしょうか。

○事務局

委員がおっしゃられましたように、地域的に偏りがあるという状況でございます。県北のほうに1施設もない、という状況でございますが、この拠点施設の活用というのは、NPOの活動を支える意味でも非常に重要な事業であると認識してございます。今現状はこの6施設のみというところではあります、今後、北部の施設などでも活用が可能な施設がございましたら、内部調整の上で検討して参りたいと思います。

○石井山会長

苦渋の言葉がございましたが、現実的には先ほどの5号施設のようにむしろ施設の老朽化で数が減っていく状況にはあると思うのですが、佐藤委員からお話がありましたように、安価でNPOに対してこういう場所を提供するということは、その後非常に大きな公共性を生んでいる現実がある、ということで、広げる方向性でのご意見があったということで記録いただきたいと思います。

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。議論のメインは議事の2以降ということで、これからということになるかと思えます。ご説明いただいたものの中では、2で、我々議論してきました第4次の計画について、そのおさらいもありましたが、思い出していただけましたでしょうか。

○中川委員

合計3点あるのですが、1に、法施行関連事務ということだとNPO法人だけになるのは分かるのですが、大きく非営利活動を促進するという意味では、一般法人さんとか、ソーシャルビジネス的なことも基本計画に謳われている中で、NPO法人の数だけここに挙げていていいのか、今後、せつかく基本計画にソーシャルビジネスとか一般法人とか書いてある状況でどうなのか、ということをお伺いしたいと思います。

2点目は、東日本大震災からの復興ということで事務局からの説明にもあったように、これは担い手事業にあたるかとおもいますが、違う課、地域復興支援課でやられているものがあると思います。あちらの額もかなり大きな規模なので、民間非営利活動という意味でこれだけ載せているというのは、やはり宮城県の施策としては、別課の事業の方も載せた方がいいのかなと感じるのが、2つめ。それから3つめが、震災関連6の13事業と書いてあるのですが、いただいている資料で、事業の申請書の内容を入れてあるものなのですが、実績として今私たちNPO側が問われているのは、一生懸命頑張って何回やりましたということではなくて、それでどういう変化が起きたのか、アウトプットの後の、アウトカム、もしくは社会をどう変えたのかインパクトを報告しなさいと変わってきています。

その中で、これこれしようと思っています、という申請内容を金額を載せて実績とするのではなくて、申請を出してからどう変わったのか、宮城県がどういうふうになくなったのかということ載せるべきではないのかなと感じましたので、ぜひご検討いただければと思います。

○石井山会長

事務局からよろしいでしょうか

○事務局

先ず、実数の点、委員が御指摘のとおり、NPO法人の認証認定の数だけをお示しさせていただいておまして、計画の方では広く対象としてございますので、公益法人の数等につきましては、県の内部でも押さえてございますので、そちらの数の方も、併せて、今後情報提供させていただきたいと思っております。

○事務局

NPO法人以外の法人等の数ということですが、ここの最初の参考資料2-1の中で、NPOの捉え方というところでは、NPO活動を継続的に行う団体を対象とするということ、特定非営利活動法人やそれ以外の団体、公益法人、社会福祉協議会等ということですが、活動の内容に応じて、町内会等も含まれるとなっておりますので、これを全てということになると、この計画の対象としているNPO活動をやっているかどうかということが、関わりないところまで全て入ってしまいますし、そういうところを把握するということは実際には、非常に難しいということでございますので、数として把握しているものをお示しすることはできるのですが、そこが全て基本計画の対象となるということではございませんので、実際、なかなか数を示した際の効果、意味が難しいのかなという思いはございます。

○中川委員

一般法人は非営利型の一般法人というのがあり、登記上は非営利型と明確にされているので、非営利型の一般法人は非営利活動を推進している主体ということで、この非営利活動促進委員会の対象とみなしていいのかなと思います。もちろん、一般法人全部を入れる、例えば町内会全部を入れるというのは結構難しいかと思っておりますので、非営利型の一般法人、あとは公益法人だけでも入れていただけるとすごく全体が見えるのかなと思います。

○事務局

県庁所管分につきましては公益法人の数とか団体を扱っておりますので、必要に応じてそれをお示ししたいと思います。あと、それ以外の団体は部長がお話させていただいたよう

に、なかなか実態が掴めない、ということがありますので、必要に応じて、何か情報があれば提供させていただきたいと思います。

○事務局

それでは2点目でございます。

地域復興支援課の方でも地域コミュニティの再生と色々な事業を行ってございまして、こちらのほうでも、民間非営利活動の促進につながるような事業をやっていただいております。今回、お示ししたものがその中に含まれておりませんでした、一部この後ご説明させていただこうと思っておりました、参考資料5頁の方に、新しい計画を踏まえて、28年度にどういった取組がされていくのかということでは、一部、みやぎ地域復興支援助成金などそういったものと対比するような形でお示しさせていただき、見ていただければと思っておりました。

○事務局

3番目の御質問の評価の点でございますが、大変難しい点ではございまして、一応、言葉だけといいますか、文書ではあるのですが、この冊子のなかに、3年間の事業の成果をそれぞれの団体さんにまとめていただいたものはあるのですが、具体的な指標については、正に今後の課題ということでもございますので、この委員会の中で議論いただきながら、例えばこんな評価の仕方であるとか、そういうところもご審議いただければと思います。

○石井山会長

一旦、ご質問よろしいでしょうか。

この第4次の計画の中では、計画の対象をNPO法人に限定せず、もっと広げていくということになっていきますので、そうした意味では、28年度以降の施策の説明の中でそのことがどういったふうに表現されるかなと思います。そしてまた、こういった量的な説明だけでなく、もう少し質的な評価を、ということと思うのですが、そこに関わって、思いだしますのは、この震災復興担い手NPO支援事業については、昨年度、非常に内容豊かな報告会を実現できましたね。この中からも多くの方々がコメンターとして入っていただきました。従来は、型通りの報告のみで、互いに実践を披露する機会がないところを超えようとして開催された報告会でした。一同にそろって、他の団体が何をしてきたかをご理解いただいた、そういう学習会が実現できました。そういった前進面もこうした事業から出てきた、こういった時間の中では説明できないところですが、この数値の向こう側にはそういった取組もたくさんあったということで、少しだけご紹介させていただきました。

その他どうでしょうか。今事務局から説明いただいた概要を補足していただくような、昨年度はこうであったというような説明でも結構ですが、どなたかございましたら。

○猪股委員

1 番の、法人認証数ですけれども、増加としてことでお知らせいただいたのですが、これは、継続して認証された法人だけなのか、なかには、継続できないでやめてしまわれた、内訳といいますか、その辺りの状況をお知らせいただくとありがたいと思います。

○事務局

認証数ですが、昨年、1 年間で設立認証した団体は 43 法人ございます。それに対し、解散、取消された法人が 21 法人ございまして、差し引き 22 法人の増という形となっております。それで 807 法人ということでございます。解散した法人は、19 法人、取消につきましては、仙台市のみでしたが 2 法人ということでトータル 21 法人が解散等で減ということでございます。

○猪股委員

ありがとうございます。

○石井山会長

とても大事な点だと思います。前期計画について議論していた中でも、休眠法人に清算していただくような道筋を含めて、つまり数が増えればよいというわけではないということも議論してきたところでもありますので、今後、解散した法人の数も分かるような形で今後データ化していただくと大変参考になります。

○宗片副会長

関連してですが、解散している団体の解散の理由であるとか、背景であるとか、場合によってはそこに支援が入れば解散せずに済むとか、そういったところまでは把握されているのでしょうか。

○事務局

先ほど解散した法人 19 法人ということなのですが、なかなかその個別個別の事情がございまして、活動が、何らかの理由で回らなくなる、休止休眠状態ということで解散されているところの中には多いのかなと思います。なお、取消というのもありますが、取消に関しては、事業報告書を 3 年以上に渡って提出していないということとなりますと、改善命令が出されまして、それにも提出を怠った、ということになりますと、取消になるのですが、事業報告があがってこない、事業がなされていないというのが続いているところで、出してくださいという時に、事業が回せる状況にない、ということで、解散に至ってしまうという法人はございます。なにぶん、何がしかの支援があれば、中には、継続できた団体もあるかもしれませんが、大半は、これまで、取り組んできた事業ができなくなったが

ために、解散を選択されているという状況と理解してございます。

○宗片副会長
分かりました。

○石井山会長

なぜやめるのか、といったところも今後考えていかなければなりませんね。

もし、よろしければ、次の議題の議論をしていきながら、あらためて必要に応じて、振り返りつつ、進めさせていただけます。

9頁の一番下、検討結果のところは文章の途中から切れていますので、この会の終了まで文章が分かれば出していただくか、後ほどメールで送っていただければと思います。

では、まだまだ尽きませんが、2番目に入っていきたいと思います。平成28年度民間非営利活動促進施策の実施状況について、事務局から説明をお願いいたします。

議事（2）

○事務局

ご説明を申し上げます。

平成28年度民間非営利活動促進施策の実施状況につきましては、お手元の資料1をご覧いただきましたが、1枚めくっていただきまして、2枚目の資料2、こちらと同じく、参考資料を使いましてご説明させていただきます。始めに資料2をご覧ください。本年度につきましては、NPOと多様な主体の間に相互信頼と協働を育み、社会の持続可能性を高めるを基本理念といたしまして、NPO活動の促進と多様な主体とのパートナーシップの確立を基本方針といたしまして、各種施策を実施しているところでございます。先ほどお示ししましたが、参考資料の6頁の方に事業費につきましては記載してございますので、こちらを参考にいただければと思います。資料2に戻りまして、1番の特定非営利活動促進法施行管理事業でございますが、先月末現在で県内のNPO法人の認証数は、809法人となっております。前年度末から新たに2法人、認定法人数は15法人でしたが、16法人で、前年度末から新たにそれぞれ増加している状況でございます。

続きまして、2番の民間非営利活動促進委員会でございますが、今年度は本日の第一回の他に年度末3月に第2回を開催させていただきたいと考えてございます。第2回の内容につきましては、今後調整させていただきたいと思っておりますが、平成29年度の施策事業との説明などを想定してございます。

参考資料の5頁をお開きください。先ほどお話の中で出てまいりましたが、この表は、委員会でご審議いただきました基本計画に記載されております施策事業について平成28年度どのような取り組みを行うのかを整理した表となっております。年度末にかけまして基本計画の改訂を行いましたので、平成28年度の取り組みといたしましては、十分盛り

込めておらない部分もございますが、引き続き取り組みの充実を図ってまいりたいと考えてございます。現状での整理ということでご覧いただければと存じます。左側には、基本計画の第4章に掲げる施策と事業を記載してございます。前の頁の基本計画概要の第4章の方と見比べていただけるとお分かりいただけるかと存じます。

そして、中央には、平成28年度における取り組みを記載してございます。新規のもの、前年度から拡充したのものにつきましては、太字として新規拡充の別が分かるように表記させていただいてございます。右の備考欄につきましては、次の6頁の予算上の割り振りに対応した表を参考として記載していただいております。先ほどお話に出ましたが、備考中の下から2番目、宮城地域復興支援助成金でございます。あと、中ほどにも出てまいりますが、これは、震災復興企画部の地域復興支援課所管の事業ということで関連ございましたので、こちらに載せさせていただいております。

新規、または拡充した取組といたしましては、この表中ほどの基本方針の1、施策の柱1のみやぎNPOプラザの機能充実としましては、みやぎNPO情報ネットのリニューアル、これは7月にされてございます。

また、地域のNPO支援施設の機能充実と連携といたしましては、県内支援センターのネットワークの構築は今現在進められております。施策の柱2、人材育成等といたしましては、内閣府の特定非営利活動被災者等総合交付金を活用しました絆力、NPOとの絆力を活かした震災復興支援事業によりまして、被災者支援を行うNPO法人等が支援者、他のNPO法人等と結びつくためのマッチング交流等を進めまして、多様な人々の参加促進を余暇しているところでございます。また、再生的な支援制度の充実といたしましては、同じく絆力の事業、心の復興事業によりまして、NPO等に対しまして活動資金の助成支援をしておるところでございます。また、ソーシャルビジネスネットワークの構築に向けました、関係機関と連携してまいります。基本方針の2、施策の柱の1、東日本大震災の復興活動における協働、といたしましては、再掲となりますが、絆力の事業、心の復興事業を通じて、協働を推進してまいります。施策の柱2、企業といたしましては、ソーシャルビジネスネットワークの構築、プロボノワーカーに関する検討を進めまして、企業との連携に取り組んでまいります。また、震災復興のネットワーク、地域コミュニティといたしましては、それぞれの連携を、絆力を活かした震災復興支援事業の実施を通して進めて参ります。平成28年度は、従来の取り組みに加えてこれらの新規の取り組み、または拡充した取り組みとあわせて、民間非営利活動を促進してまいります。

資料の2の方に戻りまして、3のみやぎNPOサポートローンでございますが、今年度の融資実績は今のところございません。

続きまして、4の県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業でございますが、さきほどから話題に出てまいります。現況は、6号施設を除いて活用いただいている状況です。なお、6号施設につきましても、参考資料10頁にございますとおり、今年度第1回の拠点部会を6月22日に開きまして、6号施設をお諮りしましたが、先ほど委

員からのお話もありましたとおり、選定には至っていないということでございます。

続きまして、資料の2に戻りまして、5番のみやぎNPOプラザでございますが、さきほど参考資料11頁をご覧いただいておりますが、こちらに28年度の予定が記載されてございます。そちらをご参照いただければと思います。

それから、資料2に戻りまして、6番のNPOとの絆力を活かした震災復興支援事業でございますが、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、あるいは被災者とし支援者等を結びつける絆力を活かして行う復興被災者支援の取組に対する助成、補助事業を実施いたします。また、復興被災者支援に取り組むNPOとの絆力強化に資する事業、委託事業も実施いたします。これにつきましては、参考資料の15頁をお開きください。こちらに事業の概要がございますが、補助事業につきましては、右下に記載してございますが、25件の応募がございました。一次審査、書類審査を通過した20件を二次審査に付しまして、14件が採択なっております。16頁をご覧ください。採択されました14件の一覧がこちらでございます。資料の2に戻りまして、7番のNPO等による心の復興支援事業でございますが、こちらにつきましては、NPO等の支援団体による被災者の心のケアや被災者自身が参画し活動する機会の創出を通じまして、コミュニティ形成等の支援をする取組みに対して助成するものでございます。参考資料の17頁をお開きください。こちらに、心の復興支援事業の事業概要について資料をつけさせていただいております。こちらの事業につきましては、応募が31件ございました。うち一時審査を通過した28件について、現在復興庁に申請がしてあるという状況です。18頁と19頁が申請いただいている28件の一覧となっております。

以上が平成28年度の現時点までの実施状況ということでございます。

○石井山会長

ありがとうございます。

計画と実際の事業の実施と照らし合わせて検証する最初の機会ということになりますので、たくさんのご意見をいただければと思います。

先ず、私の方から1点ございまして、7ですが、NPOの心の復興支援事業、この事業に応募された方々から、当初の予定から予算執行に、大きなずれが生じて、事業をすすめる上で支障を生じている、と聞いております。一体どういう状況がこの事業の背後にあって、こうした事態になっているのか。これは、県の事情ということよりは、復興庁の事情だと思うのですが、掘んでいるところを是非お聞かせいただきたいのですが。

○事務局

申請いただいている各団体の方からはどうなっているのかと、ということで問い合わせが多ございます。こちらの事業につきましては、県といたしましては、当初予定どおり審査を済まして進めまして復興庁の方に上げた状態なのですが、当初の予定では6月には復興

庁から回答がある見込みだったのですが、昨日、復興庁の方からご説明があったのですが、今年度事業が増えるということもあるのですけれども、財政当局との調整に予想以上に時間がかかってしまっているということで、交付決定の方までなかなか至っていないという状況です。ただ、そうしますと、各団体さんの事業が進められない、補助の対象から外れて、どんどん遅れるだけ事業期間が短くなってしまうということになりますので、そこは、そういうことのないように、事前着手という形で復興庁に協議いたしまして、まだ、交付決定がなっていませんけれども、一定期間前からのものも今回の補助の対象という形でさせていただくことで、各申請団体さんにもその状況については、逐次お話をさせていただいてる状況です、ただ、残念ながら、通常の交付決定の方を早くさせていただきたいところなのですが、現状未だ、そこに至ってない状況ということでございます。

○石井山会長

交付の時期は、未だ、目途がたたないということなのでしょうか。

○事務局

復興庁の方とお話したのですが、現状では未だ、ということで、今の見通しでは、交付決定額、県に対する交付可能額の大枠に関しましては、9月中に出せるのではなかろうか、というところまでで、各団体さんに対する交付決定というところまでは、もう少し、時間が、手続上、もう少しかかってしまうだろうという見込みでございました。それにつきましても、できるだけ、早く、とういうことをこちらからも復興庁に対して引き続きお願いしていきたいと思っております。

○石井山会長

継続事業のいわばつなぎ的資金を期待され応募された団体さんもたくさんあると思うものですから。県としては、まだ正式に決まらなくてもお金を工面してくださるということですね。了解いたしました。

これについては、これ以上なかなか情報が無いということですが。

○鎌田委員

宮城県ではないのですが、福島復興局さんの方から、こういった話、去年も心の復興関係の事業を受けられた方のつなぎで1件くらい私どもで対応させていただいているんですが、私どもも見切り発車で支援をさせていただいております。つなぎという労金さんのつなぎというわけではないのですが、ここで、支給、入ってくるのと清算払いという形で、結構入ってくるのに時間がかかりまして、昨年、私たちの方で支援させていただいた200万円か300万円くらいかそのくらいの金額のお客様なのですが、実際、事業を受けられて、入ってきたのが翌年の6月以降になってしまうとか多くてですね、私どもも戸惑っ

たのですが。結構そういったところで、実際、支給予定はあるということで申請をしているという状態をもって、私どもとしては出来る限り協力させていただいている、ということは正直ございます。復興庁さんの方ともお話をさせていただいてまして、もしそういったようなお客様で迷って自分で資金が確保できないというケースということであれば、公庫に転化いただければ、ということは申しあげさせていただいております。私どもからしても翌年までの融資をさせていただいて、入ってくるまでのつなぎなので、融資としてもリスク的には低いものですから、そういった対応をさせていただいてることが結構件数としては扱わせていただいております。

○石井山会長

なるほど、国のテンポの問題を公庫さんが支えていらっしゃるという実態があるのですね。

○鎌田委員

今申し上げたように、入ってくるのが遅いんですよ、本当に。4月に入る、やりますと言われていながらも、実は入ってくるのが6月に、というケースを結構聞くので、私たちも例えば来年4月に受給決定が下りているということであっても、返すときは7月くらいとさせていただいて、入ってきた段階で、繰上返済していただくようなこともさせていただいているということが現状でございます。

○石井山会長

なるほど、この件に限らないのですね。

○鎌田委員

話は変わりますが、このみやぎNPOサポートローンがあまり活用されていない、というのがここにでてますし、あと、昨年の信用保証協会のNPOの保証が始まったという話がありましたが、実際NPO法人の方から申請があがってこないのか、それとも金融機関が受け入れにくいのか分かりにくいところなのですが。宮城県信用保証協会に間接的に確認しましたところ、昨年10月にNPOの信用保証制度が始まったというところから、どれだけ利用されているのか聞いても、片手一杯にならないと。福島県も同じことを言っていて、なかなか、そういった背景というか支援の仕組みが少しずつ出来ているにも関わらず、なかなか金融機関として応じにくいとか、NPOさん自体も資金を借りてまで、という考えを持っている方が多いので、私たちからすると、もう少し、こういった委員会だけではなくて、私たちの啓蒙活動もあるのですが。お金を調達するという自体をもう少し柔軟に考えていただけるような、寄附とか、クラウドファンディングといったいろんな手法がもちろんありますけれども、金融機関を活用するというのも、一つの現況というか、発想の中でプラスとなりますよといった啓蒙活動をさせていただいております。

○石井山会長

NPOが学ぶべきポイントの一つを出していただいたと思います。ありがとうございます。では、中身の方にそろそろ入っていきたいと思います。

○高浦委員

私、みやぎNPOプラザの指定管理団体の特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるるの理事をしておりますが、理事という立場を踏まえて、客観的に1委員としてご質問させていただきたいと思います。

参考資料の6ページですが、みやぎNPOプラザの予算が、27年度と比較しますと、150万円ほど28年度は減額になっているのでありますが、しかし、基本計画に基づくいろんな事業をプラザを拠点として新規拡充のものが増えている中で、なぜ、減額となったのか、なかなかNPO職員を一人雇うのは難しくなるようなレベルの金額でありますので、この点も含めて詳しいお話をいただきたいと思います。

○事務局

おっしゃるとおり、結果的に昨年度に比べると減額ということになっております。先ほどお話させていただいた指定管理者の更新がございまして、この28、29、30の3か年の指定管理にゆるるさんに手を挙げていただきまして、3か年のかかる分についての金額も含めて総合的に評価の方をさせていただいているのですが、そのときに、ゆるるさんの方で出していたいただいたものと、県の方で、契約にいたったときの金額がこの金額ということですので、県の予算額としては、想定はしていたのですが、結果的にゆるるさんの方の金額の形でこうなっているので、県の方としてなんとか減額を、ということでこの金額になったということではございませんので、ご理解いただければと思います。もちろん、この基本計画に沿ってもそうですが、プラザの役割は非常に重要で、これから益々、役割として、いろいろな機能を果たしていただければならないので、むしろ、プラザの機能の拡充という意味では委員がおっしゃられましたとおり、減額ということではなく拡充ということになるかと思います。今後プラザの機能につきましてもそうなんです、県のNPO活動の促進という意味で、どういった事業を進めていったらいいのか、ということを中心に精査していきながら、そのなかで仮にプラザさんにこういった部分をやっていただけないと出なければ、その分についてまたやっていただけない、ということも出なければ、またプラザさんと協議させていただいて、金額がまた上乘せになることも場合によってはあるかもしれません。

○金子委員

杜の伝言板ゆるるの金子と申します。

後で質問させていただこうと思っていたのですが、プラザの方の話題が出ましたので、併

せて質問させていただきます。プラザの指定管理、ちょうど切り替えがあつて、4月から新しい指定管理になったのですが、この前は指定管理期間は5年でした。今回は3年でした。そのあたりの理由を皆さんにご説明していただきたいというのが一つありますことと、やはり皆さんプラザに行っていたら、すごくお分かりだと思うのですが、例外にもれず、施設の老朽化が進んでおまして、特に水廻りですね、トイレ等の苦情の方が非常に多くなっておりまして、スタッフが、そちらの方の施設のハード部分の方の苦情に対応するのにかなり人手をとられている、ということで、そういったことも考えての3年の更新と聞いております。そうなりますと、もうあと2年半しかないのですが、果たして3年後のNPOの支援施設の方を、今後宮城県としてどうしていくのか、それからこちらの方が設置された、平成17年頃と今では、県のNPO支援施設の役割機能に求められているものが大きく変わってきたと思うのですね。当施設は貸し事務所もありますし、店舗スペースもございます。そういったものは、コ・ワーキングスペースですとか、いろんな各地にそういった別の変化するような施設も出てきておりますし、あとは10年間の変化として大きいのは、今回、新規として、県内支援センターのネットワーク構築、県内で支援センターが当時、県と仙台市の2つの施設であったものが、各地に出てきたことで、そういった県各地の支援センターの強化を図って行っているというような直接プラザが県民に対し、県内のNPO活動する人たちに対して支援を行っていくという役割から、圏域でいろんな支援センターがある、そちらの方の底上げを図って行っていくことを、そのバランスを見て考えたときに、新しい、5年後、10年後のNPO支援、県としてのNPO支援というものがどういうものが求められているのかということ踏まえて、NPOプラザがどうあるべきか、老朽化に対し、そろそろこちらの方も皆さんからご意見をいただきながら、新しい展望を皆さんで考えていく時期がきているのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○事務局

ご質問ご意見ありがとうございました。まさに、県として今考えていることを代弁していただいたような形かと思うのですが、5年間から3年間に指定管理を短くしたというのは、そういうところがございまして、昨年度かなり補修、トイレとか冷蔵庫の交換とかやらせていただきましたけれども、毎年毎年、補修に関して経費がかかっているということ、施設自体が50年近くなっているということで、施設自体をどうするかということにきているということでございます。そういう意味では、この3年間で今後のこの施設のあり方をまさにこちらの委員会のご意見をいただきながら検討した上で、どうするかということを検討する段階でございますので、まだ、今その答えが出ているわけではなく、まさにご意見をいただきながら、仙台市さんの施設も仙台市内にはございますし、委員が申されましたとおり、各地のNPO支援拠点も出来つつありますので、県としてのNPOプラザというものがどうあるべきか、というところが10年前と違ってきている

ところであります。委員のご意見をなぞった形ではありますが、委員会で議論いただき、今後の方向性を県として今後まとめていきたいと考えております。

○石井山会長

ありがとうございました。

どうやら今期のこの促進委員会でしっかり議論すべきテーマを今、出していただいたのかなと思います。3年後の指定管理が果たしてあるのか、ないのか、という次元からの議論になるのですかね。

○事務局

そういうこともあるかと思えます。

そもそもプラザが必要か、というところはあまり動かないと思いますが、あの施設でそのままやるかどうか、ということは考えなければいけないところです。

○石井山会長

施設自体がもう応急手当でもたない状況でもあるのかなと感じながらお話を伺っておりました。これはどういう心づもりでおけばよいでしょうか。例えば、委員会の中で、柱を立てて検討するというのがよいのか、それとも、拠点部会のような議論の部会を立ち上げる形というのがよいのか、いかがでしょうか。

○事務局

施設が、今老朽化ということは事実でございます。それで今お話があった、例えばトイレとかについても、そこを抜本的に大規模改修ができるのかということ、水廻り等も含めてということになりますので、費用対効果を考えた場合に、大規模改修をやってどのくらいもつのか、ということも考えなければならぬ。簡単に、じゃあ、新しい施設を作りますかということになりますと、県としても財政状況というものがありますので、簡単に新しい施設を作ります、ということは難しいということになります。そういう状況なので、指定管理期間を3年ということにして、今後、どのようなNPO支援のあり方を進めていくのか、これはもう喫緊の課題として検討しなければいけないと考えております。その検討の仕方ですが、この委員会でいろんなご意見をいただきたいとは思っていますけれども、そこで、さきほど会長からお話のありました、ここで部会を作るとか、そういうことをどうなのだと、いうそこまでは、県としての考えは決めておりません。ただ、とにかく、検討をしなければいけない、という時期にきているということは、我々も十分認識しているという段階でございます。

○石井山会長

分かりました。この促進委員会としては、第2回は、3月ということになっておりますが、出来れば、その検討のタイムスケジュールを早めに検討していただいて、委員の方々にご意見をいただく機会が必要となれば、是非作っていただきたいと思います。

だいぶ時間が迫ってきておまして、この議題につきましては、これでいったんは終えたいと思います。残された限られた時間で、今回の計画の実施状況について、それ以外にございますでしょうか。

○西出委員

プラザさんの利用状況なのですが、平成27年度の利用者数が減少して、今年度も利用者数が減少しているという状況について、どのようにお考えなのか、その原因としてポジティブに考えて、他の圏域の支援施設の利用が伸びているからなのか、他に原因があるのかということをお教えいただければと思います。

○石井山会長

これはどうでしょうか。

○事務局

伺っているところでは、実はプラザのインキュベートの施設でレストランがあるのですが、レストランの団体が更新ということで、営業できなかつた時期がございました。その間レストランの利用者、レストランを利用しようと思っていられした方が他の施設を利用されるという方、併せて利用者が減ってしまったということもありまして、大きくは、レストランの休止期間があったことによるところが大きかったのか、と捉えてございます。

補足していただけたところがあればお願いいたします。

○金子委員

講座の方の利用は決して減っておりませんので、順調に増えておりますし、若干、会議室の方が、少し落ちている部分はあったというふうに記憶しております、すみません。ただ、やはり、先ほどもお伝えしておりましたように、今圏域の方にいろんな支援センターが出来ておりますので、今までよりは、遠方の方の利用は少なくなっているとは思いますが。ただ、専門相談に関しては、やはりこちらのほうは、なかなか圏域各地での専門家による相談というのはやっていない地域がありますので、まだまだプラザの方でご利用していただいている遠方の方がいらっしゃるという状況です。

○石井山会長

その他いかがでしょうか。

○川村委員

3点ほどお伺いさせていただきます。先ず、先ほども話題になりました、復興庁の心の復興事業についてですが、今後助成予定ということで5千万円、当初予算ですと、1億円という数字の説明があったかと思いますが、第2次募集があるのかどうか、先ほど話にあったように、いろいろと県のご事情でないところで、申請団体の方が使いにくい制度になっている状況がありますので、それを鑑みた上で、予算の残りをどうされるのか、というところを伺いたと思います。2点目につきましては、みやぎNPOサポートローンですが、過去の委員会でも議論になっております通り、利用実績が少ない、昨年につきましても2件だったという報告がありました。貸付金額など具体的な内容をお教えいただければというのと、広報が不十分だということがが実績につながらないのか、もしくは、制度が使いにくいということがネックになっているのか、どのような分析をされていらっしゃるのか、また、なにかもう少し活用を促進するような策がないのかということをお教えいただければと思います。3点目につきましては、拠点部会の委員をさせていただいている過程での質問というか、お話をさせていただければと思います。

申請のあった団体さんのなかで3年間の事業報告と会計報告が3年分全く同じ内容で提出している団体さんがありました。県の方の事務としましても、毎年報告書、会計報告が出ているか、出ていないかというところはチェックをされているかと思いますが、内容はどうだったとか、昨年度と比較してどうだったということまで確認してらっしゃらないんですね。そこまでやるのは人員的に厳しいというのは承知の上ですが、しっかり活動していらっしゃる団体さんがいらっしゃる一方で、NPO法人として設立したけれども、そのまま休眠状態だとか、毎年同じ報告をしている、言ってみれば、ほとんど実態の無い団体さんもあります。冒頭の解散している、休眠状態であるという団体さんの扱いについても関連して、認証を受けている団体の活動状況・実態についての確認ですとか、そういったことも今後検討していくといいと思い、問題提起としてお話しさせていただきました。

○石井山会長

事務局よろしくお願ひします。

○事務局

ありがとうございます。1点目の心の復興事業につきまして、予算額1億円に対し今申請している額が半分くらいという状況ですが、今後の予定なんです、今もう既に8月が終わろうとしているこの時期で、今後新たに募集するとしても単発的な事業しか対象となれないだろう、ということをお考えれば、現実的には、新たに募集することは無理があるとみています。ですので、今のところ、第3次募集というところでは、予定はございません。また、復興庁の方からも、そういった動きについてはございませんで、むしろ、平成

29年度事業を少し立ち上げを早くしたいなど今考えていらっしゃるようです。それから、2点目の、サポートローンにつきましては、以前から、課題というか、意見をいただいていたとおり、実績がなかなか出てこない、借りられる方がいらっしゃれば、新しく立ち上がっている団体さんはあるわけなので、借りられてもおかしくないだろうと思うのですが、実績がなかなか上がってこないのはなぜか、というのは、こちらとしましては、首を傾げているというところではあるのですが、金利につきましても、相応に低い水準を設定していると考えてございます。その原因につきましても、金融機関等と、また、話をしていきながら、今後この枠組みでいいのか、このスキームでいいのかどうかといったことも考えていく必要があるのかな、と考えてございます。今具体的に、サポートローンについて、こうしていくというところはございませんが、県としても問題意識をもっているところでございます。実績につきましては、27年度実績でございますが、2件ありまして、1つは福祉関係で680万円、まちづくりで1千300万円弱トータルで2件分で1,970万円、ということでの貸付の実績となっております。

それから、3点目の審査の点につきましては、私どもの方も今回の審査の中で、そういった事例が出てまいりましたので、課題があるというふうに認識してございます。今現状、事業報告が出てきて、それが外観上、要件を満たしていれば、それはチェックをOK、ということで受け付けてはいるのですが、遡って、例えば、前年、前々年度というところでの突合というところまでは、していなかったために、今回、初めて明らかになったということでございます。この問題に関しましては、今後どのような形で対応していったらいいかということは、是非検討していきたいと思っております。NPOの信頼性を確保する、向上させていくためには、進めていかななくてはならない大きな課題の一つだと考えてございます。

○事務局

NPO法人に対する行政の関わり方、そういったところまで及ぶ問題だと思っているんですね。結局、特定非営利活動法人が、県が内部まで指導、そもそも指導すべきなのかどうか、そういうところがある訳です、NPO法人というのは、自主的に独立した団体ということになりますので、確かに特定非営利活動促進法というものがあって、その認証はするのですが、他の法人の認可とかになりますと、そもそもこの法律の入り口というのは、広くしているんだと思います。法人ということで、認証を受けやすい、活動しやすい、法人格を持ちやすくして、と入り口は広く、ということでこの法律はあるんだと思います。入り口が広いわけですから、法人は設立しやすい、設立した後に、それをどうやって維持あるいは拡充していくのかは、かなり法人自体の努力、責任というところが大きいんだろうと思います。県が補助事業とかでしぼるのであれば、県が事業まで入って行って、指導する、あるいは事業実績報告をしっかりとみるとか、そういうことなるのですが、NPO法人格を認証したうえで、その団体さんが後は基本的には努力して独自に法人活動を実施し

ていただく、そして、もし、支援はどうなるのかということになれば、そこは積極的にこういうことの支援をしてほしいとか、こういうことで困っているとか、恐らく手上げ方式になるのだろうと思います。手を上げていただいたところについては、県として様々な分野で積極的に支援する、NPOプラザを活用するのも大きな手段となりますけれども、そういった形で、支援をしていくということになるのだと思います。800法人が仙台市とざっくり分けて、半分ということで、それを県が一つ一つ、毎年そのところに事務の例えば指導に回るというのは、現状の体制では非常に難しいし、それをすれば法律の趣旨に合っているかということでは少し疑問があります。ただ、今担当班長から申し上げましたように、認証したことについて全然責任がないのか、ということになると、NPO法人という法人格を利用した不祥事というものが生じていますから、そういったところについては、最低限の監督というものはしていかななくてはならないと思います。

○石井山会長

佐野部長がおっしゃられたことについては、私もほとんど同じ考え方でありますが、ただ、今回のケースは、出された書類がインチキであったわけですね。それを見抜くことはとても大事な作業でありまして、今後は、こういう前例をうけて、このようなインチキの仕方もあるということ、やや意識をしながら、書類に関しては目配せしていただければと思います。

それから、やはりサポートローンにつきましては、ずっと制度がなかなか使われていないという実態があるので、やはり何らかの修正提案に関しては、次回の会議の中で聞かせていただけるとありがたいと思います。

○高浦委員

NPO法人の事業の透明性に関連してのコメントでしたが、27年度の震災復興担い手のNPO支援事業の委託の分について、資料の12頁に入れていただいているところなんです。3つ目の委託事業で会計士の方に入っていて、補助事業を受けている団体さんという限定はあるにせよ、会計指導、助成金の不正使用を受けて立ち上げられた事業かと思うのですが、公的な資金が入っている団体については少なくとも不正利用がないような仕組みづくりということで、会計士の皆さんで会計指導、監査のような指導というところが必要ではないかなというふうに感じております。こうした復興支援事業の予算を活かしながら、会計の透明性を高めるような、そういった支援というものを専門家の協力を得ながら進められてはどうかと感じております。

○石井山会長

いかがでしょうか。

○事務局

いろいろなところに、関わってくる問題だと思っております、NPOの経営マネジメントとありますが、そういったところに関わってくるかと思えます。ここは、今団体さんからいろいろ聞くのですが、現状、団体さんの会計がしっかりとされているところとそうでないところが団体の規模によっても違うのかもしれませんが、なかなか手がまわらないというところもあると聞いております。こういった事業を、今回の国の交付金を活用しながらの事業ですが、こういった事業の他に、プラザさんの方でも経営マネジメントの講座という形で事業を進めていただいております。いろいろなやり方でNPOに対しての支援を進めていければいいなと思っております。具体的なその新たな委託事業というところでは、今後、どのような進め方ができるか、ということも、マネジメントの中の会計であったり、一つの大きな問題となっている情報提供であったり、いろんな面で、支援を組み立てていく必要があるかなと思っておりますので、この委員会の中でも意見をいただきながら、事業のほうの参考にしていければと思います。ご意見ありがとうございます。

○石井山会長

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。時間がきております。

○渡辺委員

時間のないところ恐縮なのですが、少々質問をさせていただきたいと思っています。先ほどから、NPOプラザの件が出ていたのですが、最近、登米であったりとか、名取であったりとか、仙台市には拠点はありますけれども、仙台市を越えて支援されているのが積極的にやられているなど、とても印象深く思っております。やはり、市の中心にありますので、圏域か来られる方はどうしても交通の便、不便さを感じていらっしゃる方の声を聞くのですが、地域に合った地域ならではの、というのがたぶんがあると思うので、中間支援組織的な役割を担う方と拠点は、各圏域に必要だと思うんですね。これから取り組んでいかなければならないところだと思うんですが、ただ、一方で、何をどうしたら、というところの人材ですよ。中間支援組織としての人材育成というのは、そこはやはりNPOプラザさんが核になってやっていかれると思うので、これからは3年ということであるんですけども、これから立場的には重要になっていくのではないかと思います。一方で、私は法人に働いていますが、NPO法人で働いていると、悩み事はやはりいろいろなことになっていくので、そういったときに、地域に相談を気軽に出来る場所というのは必要なので、そういったところの部分との人材育成という部分も必要になっていくのではないかと思います。そのなかで、いろんな資料を拝見した中で、サポートローンもありましたが、サポートローンって、やはり1個2個、ハードルが大きく、組織としての体制を

作ったり、作っていく体制整備も必要ですし、あとは、マーケティング的な要素の見方、視点を勉強していかないと大きいお金をかりるので、つなぎ資金ではあるのですが、そこには二重三重のハードルがあったりですとか、内部での意識統制ということもありますので、そういった部分のバックアップをしていくところの体制もやはりプラザさんを中心に公庫さんであったり、行政であったりとかがチームを組んで、何か専門的なプロボノ的な要素で関わってサポートしてくれる何か体制があると良いのではないかと思います。そういった中で、施設の問題は大きいと思いますけれども、先ほど県北の方の拠点が少ないかったということもありますので、例えば、今問題になっている、民間の空き家の対策、税金も上がるという話もありますので、そういったところのなにか補助みたいな形で一つシステムを作っていく方向は可能なかどうか、個々の検討課題はなっていくかと思いますが、そういったところで他の部局との連携を組むことができないのかと思ったのと、あと、認定NPOの促進ということで新規で資料5頁に書いていたのですが、施策の2の促進理解のところ、運営に係る相談業務というふうにあるのですが、これは、相談窓口を開けば相談に来るかということ、来ないと思うんですね。もう少しこのところで新規のところの具体的な方策があれば、そこを聞いてみたいということと、NPO法人でいるということは、ある一定のハードルがありますので、そのところに、プラス認定ということになると、事務であったりとか、NPOというものの法人の理解というのが必要になってくると思うので、相談業務だけにとどまらず、もう少しオープンな形で何かできないかなと思っております。プラザさんでもそのような講座をやっておられるのは承知しております。いかがでしょうか。

○石井山会長

時間の関係もありますが、いかがでしょうか。

○事務局

空き家に関しては調べてみますが、あまり有望なものがあるかは即答しかねます。いろいろとご意見がございましたので、今後、プラザのあり方の検討という話もありますし、ネットワーク化というのを今年度の新規ということで載せさせていただいてますので、その中でどういうふうに機能分担していくか、その拠点の人材育成であったりとか、どう支援をやっていくかということを含めて整理をさせていただきたいと思います。

○石井山会長

プラザの今後を考えるという、非常に大きな宿題が確認された会議であると思います。今のようなご意見をいただくと、プラザだけでなく、各地区の支援センターがどうあるか、民間の施設の可能性も含めて、少し大胆に考えていく、そうしたタイミングなのかなと思います。

ありがとうございます。

本当は計画の関係で、様々に確認したいことは、私の中でもたくさんございます。前計画を思い出してもみますと、一つは、NPOに向き合う行政の協働力いかに高めるか、市町村もそれをいかに高めていくかということになるのですが、後期の計画においてはプラザがそういった事業を行っていることとなっておりますが、その具体について、一つ点検したい、ないしは皆さんのご意見を伺いたいと思います。

それから、大学ですね、例えば、今お話をいただいた人材育成を考えたときに、大学を活用していくことが極めて大事だと思います。大学との連携に関しても、本計画は、ゼロから道を作ろうとしてきている段階でこれは継続しないといけないと思いますけれども、今日のところは、そういう課題があるというところで、閉めさせていただきます。会議以外の場でも皆さん方に御協力いただきたいと思います、

時間の関係で、この質問はここまでにしておきたいと思います。ご了承ください。

それでは、議題の3になります。

特定非営利活動促進法の一部改正についてのご紹介になります。事務局からお願いいたします。

議事（3）

○事務局

ご説明申し上げます。

最後の頁となります。特定非営利活動促進法の一部を改正する法律概要、右片に資料3となっております。こちらをご覧ください。

今回の改正につきましては、NPO法人の設立運営に当たりまして必要な手続き等について改正を行う内容となっております。改正法案は5月19日の衆議院、6月1日の参議院で全会一致で可決されておりまして、6月7日付けで交付をされております。

お手元の概要の中で、法人制度に関する事項で4点ございます。1点目は、迅速な設立を可能とするため、申請事務がより短期間で広く市民に周知されるよう、認証申請の添付書類の縦覧期間を2か月から1か月に短縮し、公告の方法としてインターネットによる公表を可能とする、というものでございます。2点目につきましては、変更登記の負担軽減のために、NPO法人の登記事項から資産の総額を削除しまして、一方で、貸借対照表を作成後遅滞なく公告するものとしているものでございます。

3点目といたしましては、NPO法人に対する信頼性のさらなる向上が図られるよう、所轄庁とNPO法人に対しまして、内閣府ポータルサイトを活用した積極的な情報の公表に努めるよう努力義務が規定されてるものでございます。

4点目といたしましては、事業報告書等の書類の備え置き期間が5年に延長するとされるものでございます。頁をめくっていただきまして、認定制度・仮認定制度に関する改正といたしましては、3点ございまして、1点目は、認定・仮認定NPO法人による200

万円を超える海外送金につきまして、その都度、これまでは関係書類を事前に所轄庁へ提出しなければならなかったものが、事前提出を不要とするものがございます。2点目といたしましては、認定NPO法人が義務づけられている役員報酬等の規程の備え置き期間、これを、さきほどの事業報告等と同様に5年間に備え置き期間を延長するものがございます。最後に、3点目でございます。仮認定NPO法人としていた名称を変えまして、特定認定NPO法人に改めるとするものがございます。

改正内容は以上でございますが、施行日につきましては、内閣府ポータルサイトにおける情報の拡大に係るものは公布日同日に施行とされております。それ以外のものにつきましては、来年の4月1日に施行される見込みと伺っております。今後県といたしましては、法改正を踏まえまして、本県条例規則等につきましての改正を進めてまいりますとともに、改正内容の周知に努めてまいりたいと考えてございます。以上が法改正の概要でございます。

○石井山会長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。こういう改正があったということですね。

議事（4）

○石井山会長

議事の4に入らせていただきますが、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

事務局からは特にございません。

○佐藤委員

今回、私どもが議論しました基本計画をまとめていただいたわけですが、これを県民に周知するという機会というのは設けていらっしゃるのか、あるいは何か特別なリーフレットのようなものを配布されるというような計画があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○事務局

皆様にご審議いただいて作成されました基本計画につきましては、ホームページ上は既に載せてあるという状況でございます。あとは各圏域毎に、一部、気仙沼と登米は1か所という形ですが、説明をさせていただいております。いろいろなNPO関連の事業等の場でも新しく作られた基本計画を広く皆さんに知っていただくために、一般の方々がいらっしゃるようなイベントなどでも機会を見つけてPRをしていきたいと考えております。

○石井山会長

ありがとうございます。

○宗片副会長

計画の中に盛り込まれている復興支援事業について、震災復興はまだ時間がかかりますので、この会議の開催も少ないことから、お願いしたいのは、事業の検証をしっかりとさせていただきたいということです。これまでの3年間の担い手事業の検証をし、総括をし、それを踏まえて今年度の絆力の事業を考えられたと思うので、今後も事業ごとに検証し、何が課題なのかについて、分析して次年度の事業につなぐ、ということが、計画を実践していく上で大事なことではないかと思います。

○石井山会長

これは中川委員もおっしゃっていただいたことであると思うのですが、とても大事なことで、そういう説明のなかで今年度の事業の意味を説明していただく、ということをお願いしたいと思います。

○事務局

すべてではないのですが、今年度の新規事業で、絆力の委託事業で、復興支援を実施したNPOとの活動実態調査をしております。アンケートとヒアリング調査を実施しますので、これをもとに、今後分析をしてまいりたいと思います。

○石井山会長

いかがでしょうか、

それでは、ありがとうございました。一旦ここで、進行はお返しさせていただきたいと思えます。

○進行

石井山会長ありがとうございました。

皆様には、大変熱心にご審議いただきました。ありがとうございました。

ここで、事務局から事務連絡がございます。

○事務局

参考資料9頁につきましては、後ほど委員の皆様へ差し替えをお送りさせていただきます。申し訳ございませんでした。

5 閉会

○進行

それでは、以上をもちまして、平成28年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会を終了いたします。改めまして、本日はどうもありがとうございました。